

広島市水道局規程第14号
令和8年6月30日

広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 梶原 茂

広島市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
広島市水道局自家用電気工作物保安規程（昭和44年広島市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。
第19条中「中国電力株式会社」を「電気事業者」に改める。

別表第1中

五月が丘第三ポンプ所
藤の木ポンプ所

を

五月が丘第三ポンプ所

に改める。

別表第2中

「

——緑井浄水場	—五月が丘第二ポンプ所----	主任技術者-----を
	—五月が丘第三ポンプ所----	
	—藤の木ポンプ所-----	
	—観音台第二ポンプ所-----	

」

「

——緑井浄水場	—五月が丘第二ポンプ所----	主任技術者-----に
	—五月が丘第三ポンプ所----	
	—観音台第二ポンプ所-----	

」

改める。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。